

[事案 20-34] 失効取消・死亡保険金請求

- ・平成20年10月1日 裁定申立受理
- ・平成21年2月24日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約者(故人)が知らないうちに保険契約が失効していたとして、受取人である妻から失効を取り消し死亡保険金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

亡き夫が平成8年に加入していた特定疾病保障保険(契約者・被保険者=亡夫、死亡保険金受取人=自分)の解約手続きの未了と払戻金を知らせる案内が同19年4月に届き、同保険が失効扱いになっていることを知った。

保険会社に確認したところ、「同契約は同13年2月に、契約者からの解約申出があり同年3月以降の口座振替が中止になり、保険料の未入のため同年5月に失効(保険の効力を喪失)した」と保険会社から言われたが、同保険については保険料の未入も解約の申し出もしていない。また、同13年当時、保険料未入の案内や失効通知も届いておらず、失効しているとの保険会社の説明に納得できない。

夫は、すでに平成15年に死亡しており、保険契約の失効を取り消して、死亡保険金300万円を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の保険金支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) 平成12年12月当時、申立人の亡夫は当社との間で、申立契約の他に別の保険(以下「別保険」という。)を契約しており、両保険とも保険料は口座振替で払い込まれ、同月まで正常に払い込まれていた。しかし、同13年1月分の別保険の保険料が残高不足により未入となったことから、翌月2月15日に、当社が、契約者宛電話にて入金勧奨を行った際に、契約者である申立人の亡夫より、申立契約について解約の申出がなされたことから、同年3月以降の保険料の口座振替を中止した。その結果、同年3月以降の保険料が未入となり、同年5月2日に本件保険は失効しており、効力喪失後の保険事故(死亡)に対し、保険金を支払うことが出来ない。
- (2) 当社のシステム上、平成13年2月15日付で「解約申出ありました」とのメッセージが記録されている。また、5月2日の失効判明後、5月11日に失効判定し契約者宛失効通知を出しており、契約者から復活希望の申出があれば、すぐに対応出来る体制となっていた。
- (3) 申立契約の保険金請求権は、消滅時効により消滅(支払事由の発生した日の翌日から起算して3年を経過したとき)している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社より提出された書類、資料等にもとづき審理した結果、申立契約は、契約者の解約申出により保険会社が保険料の口座振替を中止し、その後失効したものと認めるのが相当であり、失効の効力は認められることから、消滅時効の主張を検討するまでもなく、申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人より提出された申立契約の保険および別保険の保険料が引き落とされていた銀行預金通帳によれば、申立契約の保険料は同13年2月まで払い込まれているが、同年3月と4月は払い込まれておらず、上記失効の要件は充たされている。
- (2) 保険会社のシステム上の記録によると、同13年2月15日に、契約者本人が電話で申立契約の解約申し出た旨の記録が残されている。また、前記銀行預金の通帳によると、同13年1月分の別保険の保険料は、残高不足により引き落としがなされておらず、解約申出を受けるきっかけになった電話は、別保険の保険料が引き落とされていないことによる、入金勧奨の電話であったとの保険会社の主張を裏付けるものである。したがって、保険会社による保険料の口座振替の中止は、契約者の解約申出によることが窺われる。
- (3) 申立契約の保険料が、同13年3月以降、引き落とされていないことは通帳を見れば明らかであるが、保険料の支払いについて、申立人夫婦は、保険会社と何ら折衝していないこと、被保険者は同15年に死亡し申立契約の内容について、亡夫より知っていたと主張する申立人は、他の保険の死亡保険金などは請求しているが、申立契約の保険金は請求していなかったこと等から、申立人夫婦は、申立契約の失効を容認していたのではないかと思われる。